

○国土交通省告示第千八十七号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年国土交通省令第六十八号）の施行に伴い、及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第二百五十五号）第三十四条第一項第九号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第一項第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年九月十日

国土交通大臣 石井 啓一

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第一項第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準の一部を改正する告示

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第一項第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準（平成十三年国土交通省告示第千二百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 住宅の共用部分に係る基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> 便所及び浴室</p> <p>共同居住型賃貸住宅（賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。）にあっては、共用部分に存する便所及び浴室が前項に掲げる基準に適合していること。</p>	<p>2 住宅の共用部分に係る基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

この告示は、附則
公布の日から施行する。